

墨子非儒篇補正

原 孝 治

非儒篇

非儒下篇 其禮^①曰、喪、父母三年、妻^②・後子三年、伯父・叔父・弟兄・庶子其、戚族人五月。

此處に見える儒家の喪服は「儀禮」成立以前の儒墨抗爭時代の喪服と考へられるが、今は「儀禮」の喪服と比べてをく。

① 儒家の喪禮については、「儀禮」や「禮記」に見える。「儀禮や禮記の成立は漢代に入ってからの様であるが、荀子には『禮を讀む』、『禮經』の語が見えるから、その基本的な所はそれ以前にあったと考へられる（池田末利「儀禮」東海大學出版社）。今墨家の非難を考へる上では、これらを參考にする。

② 「喪、父母三年」とするが、儀禮によれば父母には尊卑があり、父の爲には斬衰三年、母の爲には父が卒した後であれば齊衰三年、存命中であれば期である。

③ 妻の爲に三年の喪に服する事については、儒家の禮には見えない。儀禮では「妻の爲には齊衰杖期」である。儀禮正義には賈疏に云ふとして、「妻卑於母、故次之。」とする。母の爲には齊衰三年、又は齊衰期であるから、妻に三

年の喪が無いのは當然である。

④ 後子は「あとつぎ」の長子である。父は「長子」の爲には斬衰三年であるが、それは長子は正體であるからである。従って、妻と尊卑が同じではない。後子の爲には斬衰三年であるのは當然である。従って、「妻・後子三年」とするのは齊衰杖期と斬衰三年であるから、この非儒篇の記事は妻、後子を齊衰杖期・斬衰三年と分ける以前の姿であったと考へられる。

非儒下篇 若以尊卑爲歲月〔之〕數、則是尊其妻・〔後〕子與父母同、而親伯父・宗兄、而卑子也。^②

① 上文に據って、「月」の下に「之」字を補ふ。上文に云ふ、「若以親疏爲歲月之數」と。^(視)

② 上文の「妻・後子與父同也」を承くれば、「子」の上に「後」字を補ふ。

③ 此處では、伯父・宗兄は其で庶子と同じであるから、「卑子」(＝庶子)の如しとするのである。

非儒下篇 〔取妻身迎、^①祇禰爲僕、秉轡授綏、如仰嚴親。昏禮威儀、如承祭祀。顛覆上下、悖逆父母。下則妻子、妻子上侵。事親若此、可謂孝乎。〕儒者迎〔妻〕、〔妻之奉祭祀、子將守宗廟、故重之。應之曰、此誣言也。其宗兄守其先宗廟數十年、死喪之其。兄弟之妻奉其先之祭祀、弗服。則喪妻子三年、必非以守〔宗廟〕奉祭祀也。^②〕

① 「取妻」可謂孝乎」は昏儀に關する事である。然るに、この上下の文は喪服について云へば、この昏儀に關する部分は喪服の節への竄入であらう。

② 「妻子」は「妻」の事。此處は上文に、「取妻身迎云々」と云ふ。昏儀では妻となる女子には未だ子あらず。故に「妻子」は「妻」の事である。

③ 宗兄が死すれば、喪に服する他の兄弟は齊衰不杖期である。

④ 上文に宗兄とあれば、此の兄弟の妻は庶婦である。儀禮喪服（大功九月適婦の胡培翬疏）によれば、「爲庶婦小功」で服が有る。従つて、盧文昭の校に従ひ「服」に改むるは非。今各本に従ひ「散」に改む。散殺也、殺差也。「差アラズ」と云ふのは妻の間に差は無いの意。「弗服」とするは非。

⑤ 妻に對する三年の喪は有り得ず、妻の爲には齊衰杖期である。子に對しては適子には斬衰三年、庶子には齊衰不杖期である。

非儒下篇（有強執有命以說議曰、壽夭貧富、安危治亂、固有天命、不可損益、窮達賞罰、幸否有極、人之知力、不能爲焉、羣吏信之、則怠於分職、庶人信之、則怠於從事。〔吏〕不治則亂、農事緩則貧。貧且亂〔亂〕政之本。）

「有強執有命」政之本」迄の七十四字、于鬯の説に據つて削る。于鬯云、自有強執有命、至政之本七十四字、依王念孫雜志、不治上補一吏字、則凡七十五字、蓋必非命篇之脫又衍入於此。下文云、而儒者以爲道教。是賊天下之人者也。卽承上豈非大姦也哉句而言也。

非儒下篇 而儒者以爲道教。是賊天下之人者也。且夫繁飾禮樂以淫人、久喪僞哀以謾親……
○ 馬宗霍云、淫猶侵也。墨子之意、以爲繁飾禮樂、勢必廢時廢事。故曰侵人也。

非儒下篇（夫）夏乞麥禾、五穀既收、大喪是隨、子姓皆從、得厭飲食、畢治數喪、足以至矣。因人之家以爲翠、恃人之野以爲尊。^①
^②

① 劉載唐云、子姓卽子生、子輩諸子之古稱也。意謂率其諸子、覓食於有喪者之側。故云子姓皆從。

② 劉載唐云、尊乃爲之重文、或作樽・樽、酒器也。劓・樽同字。減也。皆是尊聲。故相音段。野之本義爲郊外。轉注之義爲失禮。禮記仲尼燕居、敬而不中禮。謂之野。家語論禮亦同。意謂大喪不節用、野於飲食。儒者利其放縱、以省用度。故云恃人之野以爲劓。

非儒下篇 又曰、君子勝、不逐奔、擗函弗射、強則助之胥車。^②

① 擗函：于鬯云、擗吳寬本作掩。二字通用。掩有止義。方言爰暖篇云、掩止也。函當謂甲。考工函人記云、函人爰甲。釋名釋兵云甲亦曰函。廣雅釋器云、鍾鎧也。鍾卽函。鎧亦甲也。然則掩函者、止甲也。甲何以止。謂戰敗而棄甲於地也。孟子梁惠王篇所謂棄甲曳兵而走、是也。故曰、掩函弗射。謂敵既棄甲而走、我弗射之也。

② 胥車：載劉廣云、胥車者、兵車也。

非儒下篇 若兩暴交爭、其勝者欲不逐奔、擗函弗射、施則助之胥車、雖盡能、猶且不得爲君子也。^①

① 猶且：猶、且也。且、猶也。猶且是連文。今言「尙且」(強)〔詞詮卷七〕

非儒下篇 (勝)將因用儒術令士卒曰(勝)毋逐奔、擗函勿射、施則助之胥車、暴亂之人(也)得活、天下害不除。

○「勝」字を「曰」字の下に移す。上文に云ふ、「又曰、君子勝、不逐奔、擗函弗射、強則助之胥車」と。「勝」字は「不逐奔」の上に有り。今、「毋逐奔」の上に移す。

非儒下篇 是夫大亂之賊也。

○是猶夫也（經傳釋詞九）、「是夫」は連文。

非儒下篇 夫執後不言之朝、

「執後」：莊子天下篇に「人皆取先、己獨取後」と。

非儒下篇 (君) 若言而未有利焉、則高拱下視、會噓爲深、

「君」：劉師培云、案君字無義。疑卽若字誤羨之文（墨子拾補卷下）と、據って削る。

非儒下篇 晏子曰、不可。夫儒浩居而自順者也、不可以教下。好樂而淫人、不可使親治、立命而怠事、不可使守職、宗喪循哀、不可使慈民、機服勉容、不可使導衆。孔丘盛容脩飾以蠱世、弦歌鼓舞以聚徒、繁登降之禮以示儀、務趨翔之節以觀衆。博學不可使議世、勞思不可以補民、

①「浩居」：于省吾云、「按浩居應讀作傲倨。畢說是、孫說非。」浩・傲通、居・倨通。傲、倨也（說文）。故に傲倨は連文。

②「浩居而自順者也、不可以教下」は下文の

好樂而淫人、不可使親治、

立命而怠事、不可使守職、

宗喪循哀、不可使慈民、

機服勉客、不可使導衆。

と五條並列。「浩居而自順者也、不可以教下」の下文は皆「…不可使…」に作れば、此處の「不可以…」の「以」は「使」に同じ。「以猶使也」(古書虛字集釋卷一)。

③ 「機服」…于省吾云、是機服卽異服。自墨家視儒者之服、以爲殊異之服也(墨子新證)。

④ 「觀」…馬宗霍云、觀讀如國語周語先王耀德不觀兵之觀。觀猶示也、觀眾者、猶言誇示於眾也」と。

⑤ 「勞思不可以補民」は「博學不可使議世」と相對すれば、以・使は互用。「以猶使也」古書虛字集釋卷一。上注參照。

非儒下篇 其道不可以期也、其學不可以導衆。今君封之以利齊俗、非所以導國先衆。

① 「其道不可以期世」と「其學不可以導衆」とは相並ぶ。上文には「機服勉客、不可使導衆」に作れば、此處の「以」は上文の如く「使」に同じ。

② 「移」…孟子滕文公下注云、移、易其行也と。

非儒下篇 於是厚其禮留其封、敬見而不問其道。

○「苟」…小柳云、敬は苟の誤り、苟は亟と通ずと。亟は「シバシバ」也。

非儒下篇 乃遣子貢之齊、因南郭惠子以見田常、勸之伐吳、以教高・國・鮑・晏、使毋得害田常之亂、勸越伐吳。三年之内、齊・吳破國之難。伏尸以言術數、孔丘之誅也。

① 秋山云、教一作殺。

②「言」…于豎云、言字據孫詒讓聞詁謂當作意、卽億之省。然則衛字恐是兆字之誤。隸書兆字與篆文行字相類、兆誤爲行。又因與數字連文。行數無義。而誤行爲衛耳。十萬曰億、十億曰兆。伏尸以億兆數、甚言其多也。

非儒下篇 孔丘與其門弟子閒坐。曰、夫舜見瞽叟就然、此時天下坡乎。周公旦非其人也邪。何爲舍_兀家室而託寓也。

① 坡は道藏本・唐本・茅本・寶曆本は坡に作る。金其源云、說文、坡陂也（段注云、坡陂二字音義皆同也）。廣雅釋詁、陂池險也。國語晉語、必內險之注、險危也。莊子天地、殆哉坡乎天下注、坡危也。則坡之轉訓與坡俱危。不必改坡爲坡。

② 元は舊本に従ひ亦に復す。金其源（讀書管見）二云、廣雅釋詁、亦治也。言何爲舍治家室而託寓也。則不必作兀。

非儒下篇 夫爲弟子後生其師、必脩其言、法其行、力不足、知弗及、而後已。

○「脩」…劉師培云、脩字疑當作循。

（非儒下篇終）